

平成23年度

電源地域産業関連施設等整備費補助事業

公募要領

平成23年6月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

I. 本補助金の制度について	
1. 事業の背景・目的 P. 1
2. 補助対象事業 P. 1
3. 補助対象事業者 P. 1
4. 補助対象経費及び補助率 P. 2
5. 事業実施期間 P. 3
6. 補助事業者の義務等 P. 3
7. その他 P. 4
II. 応募書類の提出について	
1. 受付期間 P. 5
2. 提出方法 P. 5
3. 提出先、問い合わせ先 P. 5
4. インターネットの利用 P. 5
5. 提出書類 P. 5
III. 補助事業の選定について	
1. 主な審査内容 P. 6
2. 採否の通知等 P. 7
3. 公募のスケジュール P. 7
4. その他 P. 7
5. 応募書類の様式について	
○様式第1 補助金交付申請書 P. 8
○様式第2 補助事業概要説明書 P. 9
○様式第3 応募概要 P. 13
<別添1> 公募に関する受付及びお問い合わせ先 P. 17

I. 本補助金の制度について

1. 事業の背景・目的

企業が国を選ぶ時代にあつて、アジア諸国を中心に国際的な企業誘致競争が激化する中、我が国の地域それぞれが、地域の強みをいかした魅力ある企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図っていくことは、地域における雇用の創出等地域経済の活性化に資するのみならず、我が国産業の国際競争力の強化につながるものがあります。

本事業は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）」に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う取組を支援することにより、地域経済の活性化及び自立的発展の基盤強化を図り、ひいては電源地域の振興を通じ発電施設の設置の円滑化に資することを目的としています。

2. 補助対象事業

電源地域のうち、企業立地促進法の規定に基づき自治体が作成し、国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内における企業立地促進・産業集積形成のための基盤として活用される以下に掲げる施設又機器を整備する事業。

- ① 貸工場
- ② 貸事業場
- ③ 研究開発施設
- ④ 試験施設
- ⑤ 人材育成施設
- ⑥ 情報提供施設
- ⑦ 製販一体型施設
- ⑧ 展示・販売施設
- ⑨ 物流施設
- ⑩ 研究機器・情報機器

3. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、「基本計画」に基づく企業立地促進等を目的とした上記2. に掲げる施設等整備の事業及び整備後の管理・運営等を責任を持って実施することができる以下の機関とします。

(1) 補助事業者

- ① 都道府県
- ② 市町村
- ③ 第三セクター（ただし、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人及び公益財団法人は除く。）（※）

(2) 間接補助事業者

- ① 市町村（都道府県が補助を行う場合に限る。）
- ② PFI事業者（都道府県又は市町村が補助を行う場合に限る。）

(※) 第三セクターが私立学校法の規定に基づく私立大学である場合は、次のいずれかの要件を満たさなければ補助事業を行うことができない。

- ・開校前の大学にあっては、その前年度末における私立学校法施行規則第2条第2項第1号に掲げる財産目録において、運用財産の過半を、地方公共団体が負担していること。
- ・開校後の大学にあっては、開校後の各年度（補助事業を実施する事業年度を含む。）において、経費（学校法人会計基準（以下「会計基準」という。）第15条の消費収支計算書において、消費支出の部の合計額から現物寄付金、減価償却費、特別寄付金及び受託事業収入を控除し、会計基準第16号の規定に基づいて控除した基本金を加えたもの。）の過半を地方公共団体が負担していること。

4. 補助対象経費及び補助率

(1) 補助対象経費等

補助対象経費、下限額は以下のとおりです。

補助金 名称	補助事業		補助金 下限額
	補助対象	内容	
電源地 域産業 関連施 設等整 備費補 助金	(1) 工事費 (2) 調査設 計費	次の施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の 建設又は取得に要する経費（土地の取得・造成費を除く。） ① 貸工場 ② 貸事業場 ③ 研究開発施設 ④ 試験施設 ⑤ 人材育成施設 ⑥ 情報提供施設 ⑦ 製販一体型施設 ⑧ 展示・販売施設 ⑨ 物流施設	100万円
	(1) 工事費 及び整 備費 (2) 調査設 計費	次の事業に要する経費 ① 研究機器の整備 ② 情報機器の整備	

(2) 補助率

補助率は以下のとおりです。

補助事業を実施する者	補助率
(1) 補助事業者	1 / 2 以内
(2) 間接補助事業者 ((3) に掲げるものを除く。)	1 / 2 以内 (ただし補助事業者が間接補助事業者に対して補助する額を上限とする。)
(3) 間接補助事業者 (補助事業を行う地方公共団体又は独立行政法人からの出資又は出えんが過半でない第三セクター)	1 / 4 以内 (ただし補助事業者が間接補助事業者に対して補助する額を上限とする。)

5. 事業実施期間

交付決定日から平成24年3月31日までとします。

6. 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に経済産業局長の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、経済産業局長の指示があったときは、補助事業の交付年度中間の進捗状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は国の会計年度が終了した場合は、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（原則として補助対象物件を経済産業局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することは認められません。なお、承認を受けずに売却又は処分若しくは目的外使用をした場合は、原則として補助金額の全額を返納し

て頂くこととなります。)

また、当該財産処分の承認を行うにあたり、補助金額の一部又は全額を国に納付して頂くことを条件とする場合があります。

【参考】

補助金によって整備された事業場及び工場等の処分制限期間は概ね以下のとおりです。

(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの)

事業場 : 50年

工場、倉庫 : 38年 (用途等によって変わる場合があります。)

(レンガ造、石造又はブロック造のもの)

事業場 : 41年

工場、倉庫 : 34年 (用途等によって変わる場合があります。)

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。

7. その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、額の確定を行った上で精算払いとなります。
- ② 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発生するものに限られます。交付決定日より前に発生した経費(発注を含む。)は補助金交付の対象となりません。
- ③ 補助事業により整備された施設の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。
- ④ 国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度(この補助事業以外の補助金、委託費等)と重複した交付申請書の提出(この補助金の交付申請書の提出以降を含む。)は認められませんので御注意ください。
なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

II. 応募書類の提出について

1. 受付期間

平成23年6月20日（月）～平成23年7月15日（金）正午まで

2. 提出方法

応募される方は、別紙様式（P. 8～14）により作成のうえ、正本1部、写し8部の計9部及び、提出書類の電子媒体を、上記期間までに実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送にて提出してください。

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

3. 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については（P. 17「<別添1>公募に関する受付及びお問い合わせ先」）のとおりです。

また、この補助金に関する問い合わせも同課にお願いします。

4. インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html#annai>

応募書類の様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

5. 提出書類

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。様式第1～第3の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。
- ② 以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し8部を紙媒体で提出すると共に電子媒体を提出してください。なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ③ 採択に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います（様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、出来るだけ分かりやすく記入してください。）。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご注意ください。

提出書類一覧表		様式
<input type="checkbox"/> 平成 23 年度電源地域産業関連施設等整備費補助金の応募について		様式 1
<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書		様式 2
(添付資料)		
<input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所の付近見取図		
<input type="checkbox"/> 施設の配置図、平面図及び立体図		
<input type="checkbox"/> 基本計画の写し及び基本計画の概要		
<input type="checkbox"/> 事業収支計画書		
<input type="checkbox"/> 決算報告書（応募者が三セクの場合。直近 3 カ年分）		
<input type="checkbox"/> 応募概要		様式 3

Ⅲ. 補助事業の選定について

1. 主な審査内容

① 基本的事項の審査

ア. 補助事業者としての適格性

応募者が当該補助事業の実施者として適格であるか。

イ. 補助事業の実施体制

応募者に補助事業を実施するための人材や組織体制があるか。

ウ. 補助対象経費等の審査

補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。

エ. 補助事業実施に係る財産的基盤

応募者が当該補助事業を補助の目的に沿って的確に実施し得る財産的基盤を有しているか、補助事業に係る当該補助金以外の部分の費用調達に無理がないか、など。

② 事業内容に関する審査

ア. 事業の戦略性

地域における企業立地の促進と産業集積の形成及び活性化につなげるために特に重要度の高い事業であるか、など。

イ. 都道府県又は市町村等との連携体制

応募者が補助事業を実施するために必要十分な、都道府県又は市町村等との連携体制がとれているか。

ウ. 施設等の運営体制

整備する施設の運営を的確に実施する組織・人員体制が構築できるか、など。

エ. 施設等運営にあたっての料金設定・事業収支計画

施設等の料金設定が補助目的及び補助事業実施後の施設等運営安定性の観点から適切か、応募者が当該補助事業完了後も安定して施設等の運営を行える適切な事業収支計画を有しているかなど。

③ 地域の経済指標等の審査

地域の実情に応じた産業振興の観点から、採択にあたり以下の事項について配慮する。

ア. 地域の経済指標の審査

計画策定地域の有効求人倍率及び財政力指数の直近3カ年の平均値が全国的な水準と比べ低い地域。

過去に補助実績の無い地域。

イ. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の審査

他省庁等の地域振興等に関する計画認定を受けるなど、他の政策との連携や関連性

※他省庁の計画認定等：地域再生計画（内閣府）、頑張る地方応援プログラム（総務省）、産学官連携拠点（文部科学省・経済産業省）など。

2. 採否の通知等

選定結果（採択または不採択）の決定後は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

3. 公募のスケジュール

6月20日（月）～ 7月15日（金）正午	受付期間
7月15日（金）～	採択審査
8月中旬頃	採択内示

4. その他

本制度では、提出いただいた書類の取り扱いが厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に応募者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

5. 応募書類等の様式について

(様式第1)

番 号
年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成23年度電源地域産業関連施設等整備費補助金の応募について

電源地域産業関連施設等整備費補助金について、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 提出にあたっては、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 応募者の営む主な事業
2. 応募者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第2)

補助事業概要説明書

住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

- (イ) 名称及び内容
- (ロ) 実施場所
- (ハ) 敷地面積
- (ニ) 事業実施部分の敷地の所有関係
- (ホ) 延べ床面積
- (ヘ) 建物等の構造

(2) 補助事業の実施期間

- (イ) 補助事業の開始(予定)年月日
- (ロ) 用地取得(予定)年月日
- (ハ) 補助事業の完了(予定)年月日
- (ニ) 直営又は請負の別

(3) 補助事業完了後の施設利用計画

- (イ) 機器等を利用して実施する事業の内容
- (ロ) 事業運営主体及び事業運営費
- (ハ) 施設・機器の利用料金設定の考え方(予定している料金設定額も示すこと)
- (ニ) 事業完了後5年間の収支計画

(4) 添付書類

- (イ) 補助事業の実施場所の付近見取図
- (ロ) 施設の配置図、平面図及び立体図
- (ハ) 基本計画の写し及び基本計画の概要(概要はA4用紙1枚程度)
- (ニ) 事業収支計画書
- (ホ) 決算報告書(応募者が三セクの場合。直近3カ年分)

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入 (単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位:円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分		
			補助事業者	間接補助事業者	補助金交付 申請額
工 事 費					
調査設計費					
小 計					
そ の 他					
合 計					

(ロ) 経費の内訳 (各経費区分ごとの内訳を記載)

① 工事費

(単位:円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

②調査設計費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

③その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との連携

地域振興計画 地域活性化事業 ／ (府省庁)	市町村	申請時期	本補助事業計画との関連性	備 考
		認定時期		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		

(様式第3)

平成 23 年度 電源地域産業関連施設等整備費補助金 応募概要

No.			地域		
応募者	名称				
	住所				
	法人にあつては 代表者の氏名		補助金交付決定等停 止事業者該当有無	有 ・ 無	
本事業による整備内容(該当するものに○) その他に○をした場合は、[]内に その内容を記載のこと。		貸工場 ・ 貸事業場 ・ その他施設([]施設) ・ 機器			
対象電源施設	施設名				
	施設所在地				
企業立地促進法に 基づいた基本計画	同意年月日		名称		
	同意集積区域				
	集積産業				
補助事業の実施箇所(名称及び住所)					
補助事業の実施運営体制					
補助事業に要する経費	円	補助対象経費	円	補助金交付申請額	円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	円	負担者		
	負担方法				

補助事業の詳細

事業概要

事業の戦略性及び到達目標

都道府県又は市町村等との連携体制

施設等の運営体制及び事業収支計画（事業完了後5年間の人員的、資金的戦略）

地域の
経済指標

構成市町村数

有効求人倍率(地域別の値を単純平均)

財政力指数
(地域別の値を単純平均)

他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性

(様式第3)

平成 23 年度 電源地域産業関連施設等整備費補助金 応募概要 <記入例>

No.	(未記入)	地域	関東		
応募者	名称	〇〇県			
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目 1 番 1 号			
	法人にあつては 代表者の氏名	〇〇県知事 〇〇 一郎	補助金交付決定等停 止事業者該当有無	有 ・ 無	
本事業による整備内容(該当するものに○) その他に○をした場合は、[]内に その内容を記載のこと。	貸工場 ・ 貸事業場 ・ その他施設([]施設) ・ 機器				
対象電源施設	施設名	〇〇1号・〇〇2号・〇△・△〇・△×水力 他			
	施設所在地	〇〇市(旧〇〇市)			
企業立地促進法に 基づいた基本計画	同意年月日	平成19年 6月18日	名称	〇〇県西部地域	
	同意集積区域	〇〇市、〇△市、△〇市、南〇〇市、北〇〇市、△△市、東△△市、西△△市、××市、△×市、◇◇市、□□市、〇×町、□〇町、◇〇町、▽▽町、☆☆町、北☆☆町、▽〇町、×◇町、〇☆△町、◇〇〇村、東☆☆村、×〇村、〇△◇村(25市町村)			
	集積産業	〇〇業、〇△業、△〇業、××業			
補助事業の実施箇所(名称及び住所)	〇〇県テクニカルセンター(〇〇市〇△町一―番地一)				
補助事業の実施体制	・ 事業を円滑に遂行するために十分な人材や組織体制があるか。 ・ 個々の部署の役割が明確化されているか。 などの観点から記載すること。				
補助事業に要する経費	100,000,000 円	補助対象経費	50,000,000 円	補助金交付申請額	25,000,000 円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	75,000,000 円	負担者	〇〇県	
	負担方法	一般財源			

補助事業の詳細

事業概要

- ・補助事業名称を記載すること。
- ・補助事業の概要を簡潔に記載し、導入・設置機器又は施設整備の内容等を記載すること。

- ~ 分析装置の導入
- ~ 解析機器の導入
- ~ 測定装置の導入

事業の戦略性及び到達目標

- ・地域における企業立地の促進と産業集積の形成及び活性化にどのようにつなげていくのか。また、それに伴う企業立地や雇用創出をどのように図っていくのか、について記載すること。
- その他、次のような観点から記載すること。
- ・基本計画と本事業は十分な整合性を持っているか。
- ・事業の内容は具体性に富んでいるか。
- ・事業の成果目標が適切に設定されているか。その成果目標に至る戦略が明確か。
- ・整備施設等は成果目標を達成するに十分な具体性を持っているか。
- ・利用者の需要見込みは適切にされているか。
- ・補助事業を実施することにより得られる効果（波及効果を含む）はどの程度見込まれるか。
- ・整備施設等の基本計画が定める目標への貢献が十分に見込まれるか。

都道府県又は市町村等との連携体制

- ・都道府県又は市町村等との間に必要十分な連携体制が築かれているか。
- ・連携の体制・方法は明確か。
- ・施設等の整備後においても十分な連携体制の継続が見込まれるか。
- ・連携が複数の自治体とされているか。 などの観点から記載すること。

施設等の運営体制及び事業収支計画（事業完了後5年間の人員的、資金的戦略）

- ・施設の運営を的確に実施するための組織体制及び人員体制を構築できるか。
- ・整備施設等を用いた事業を長期間安定的に実施できるか。
- ・整備施設等を用いて行う事業の収支が無理なく設定されているか。
- ・施設等の料金設定は補助目的等の観点から適切か。（料金設定や想定している具体料金も記載すること。） などの観点から記載すること。

地域の 経済指標	構成市町村数	有効求人倍率(地域別の値を単純平均)	財政力指数 (地域別の値を単純平均)
	25	1.000	0.500

他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性

- ・他の計画と整合性が図られているか。
(基本計画以外の地域振興計画、地域活性化事業がある場合)

<別添 1 >

公募に関する受付及びお問い合わせ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL & FAX & URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL:011-736-9625 FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-4906 FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業立地室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0269 FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2716 FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL:06-6966-6012 FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎 TEL:082-224-5638 FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 産業立地課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅前2-11-1 TEL:092-482-5435 FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-1727 FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄